

座間市立図書館

サービス計画2022

【素案】



座間市立図書館

2022. 3

目 次

I	計画策定の背景	
1	これまでの取組	1
2	図書館を取り巻く社会状況	2
II	計画の基本的な考え方	
1	計画の趣旨	4
2	基本理念	5
3	基本方針	6
III	基本理念の実現に向けて	
1	資料の提供	7
(1)	資料提供	8
(2)	資料収集	9
(3)	電子図書館	
2	資料の保存	11
(1)	選書	12
(2)	書庫管理	13
(3)	郷土資料	
(4)	視聴覚資料	14
3	教育的機能	15
(1)	移動図書館	16
(2)	学校連携	17
(3)	市民との協働	18
(4)	図書館を利用しにくい人へのサービス	
(5)	児童サービス	19
(6)	事業・読書推進活動	20
4	施設管理	21
IV	サービス計画の推進	
1	推進体制	22
(1)	図書館協議会	
(2)	公民館施設	
2	職員体制	23
(1)	職員のスキルアップ	
(2)	司書の確保	
3	情報収集	23
(1)	図書館関連情報	
(2)	その他の情報	



I 計画策定の背景

1 これまでの取組

昭和58年4月に開館した座間市立図書館は、サービス開始から間もなく40年を迎えようとしています。その間、平成9年に「座間市立図書館サービス計画」を、平成23年に「座間市立図書館サービス計画2011」を策定し、その時代の状況に合った図書館サービスの在り方を模索しながら、市民に親しまれる図書館を目指してきました。

「図書館サービス計画2011」計画期間中の主な取組

年度	主な取組	※は図書館外部による取組
平成23	「座間市立図書館サービス計画2011」策定	
	「第二次座間市子ども読書活動推進計画」策定	
	ストーリーテリングの会開始（小学生以上を対象としたおはなし会を実施し、子どもの読書習慣の定着を図った）	
	※市立小学校全校に学校図書館司書配置	
平成24	※市立中学校全校に学校図書館司書配置（市内小中学校全校に学校司書が配置されたことにより、学校図書館との連携が進んだ）	
平成25	コンピュータシステム更新・システム会社変更（図書館ホームページにデジタルアーカイブ（郷土資料）を公開し、インターネットでも閲覧可能とした）	
平成27	ブックスタート開始（絵本読み聞かせの普及、図書館利用の促進、子ども読書活動推進を図った）	
平成30	POPコンクール開始（中学生を対象としたコンクールを実施し、読書離れが進む世代に対して子ども読書活動推進を図った）	
	コンピュータシステム更新（ホームページのリニューアルで利便性が高まった）	
平成31 令和元	移動図書館の小学校巡回ポイントが6校から全11校に増設（市内全域の小学生に読書機会を提供できるようになったことで、子ども読書活動推進を図った） 病院連携の試験運用	
令和2	電子図書館開館（図書館に来館せずに利用できる電子書籍の貸出により、来館が困難な市民に対しても図書館サービスの提供が可能となった）	
	「本と旅する、子どもの未来—第三次座間市子ども読書活動推進計画—」策定	

2 図書館を取り巻く社会状況

(1) 情報化社会

情報化社会の進展は市民の生活に大きな変化をもたらし、図書館で扱う情報ツールもそれに対応していくことが求められます。

(2) サービス対象の変化

「図書館サービス計画」からの継続課題である「少子高齢化」、また、今後予想される「人口減少」により生じる市民ニーズの変化を図書館サービスに反映させていくことが必要となります。

(3) SDGs (※1)

国際社会全体で取組を進めるSDGsでは、貧困や不平等、気候変動、環境変化、繁栄、平和と公正など、私たちが直面するグローバルな諸課題の解決を目指しています。そこで示された17の目標の中の「4 質の高い教育をみんなに」(すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を提供する)では、図書館は特に大きな役割を果たすことが期待されているといえます。

※1 SDGs (Sustainable Development Goals)

「持続可能な開発目標」として平成28年から令和12年までを期間とする、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。



(4) 施設の維持管理

令和元年度に策定された市の公共施設再整備計画では、図書館は現在の施設を長寿命化し使用していくことが示されました。開館以来40年近く使用してきた図書館の施設は、適切な修繕を実施しながら維持していく必要があります。

(5) 感染症対策 (※1)

令和元年度末に新型コロナウイルス感染症が感染拡大したことにより、図書館でも感染拡大防止のための対応を求められることになりました。

今後新たな感染症についても、感染拡大の可能性を考慮していく必要があります。

◆ 図書館を取り巻く社会状況 ◆



※1 新型コロナウイルス感染症対策

図書館では令和2年4月から5月にかけて臨時閉館としました。その後も三密を避けるため、利用者に短時間利用、マスク着用、手指の消毒をお願いしながら館内の座席数制限、インターネット端末の利用台数制限、参考図書室や研修読書室の利用時間制限、各事業の中止や参加者の制限など、感染の状況に応じて対策を進めています。

1 計画の趣旨

図書館法第七条の二（※1）の規定に基づき、平成24年12月19日、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正が告示、施行されました（※2）。その中で公共図書館は基本的運営方針を策定し公表するように努めることが求められています。

望ましい基準が改正されたことや前サービス計画策定から10年あまり経過し計画期間終了の時期を迎えたこと、社会状況が大きく変化したことを踏まえ、現時点からこの先10年間を見据えた図書館の運営方針を示していくことが必要であると判断し、新たに「図書館サービス計画2022」を策定しました。

※1 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号） 抜粋

（設置及び運営上望ましい基準）

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

※2 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成二十四年十二月十九日文部科学省告示第百七十二号）抜粋

第二 公立図書館 一 市町村立図書館 1 管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 基本理念

子育て・学習・仕事 = 市民に役立つ図書館

赤ちゃん、幼児、小、中、高、大学生、勤労世代、高齢者と市民は齢を重ねるとともに自身を取り巻く環境や社会的立場が変わります。そしてそれに伴い、考え方や興味、必要とする情報も変化していきます。

また、情報化社会の進展や感染症感染拡大などが市民を取り巻く社会に大きな変化をもたらし、市民生活にも大きな影響を及ぼしています。

その中で図書館は、「子育て・学習・仕事 = 市民に役立つ図書館」を基本理念に掲げ、市民がいかなる状況下や立場にあっても、求める情報を等しく受け取ることができる、情報サービスの拠点を目指します。



3 基本方針

図書館の担う役割を「資料（※1）の提供」「資料の保存」「教育的機能」「施設管理」の4つに分け、基本理念で掲げた「子育て・学習・仕事 = 市民に役立つ図書館」の実現のために取組を進めます。

◆ 図書館の担う役割 ◆



※1 本計画における「資料」は、図書館法の表記に準じ図書館で所有し市民に提供する図書、16ミリフィルム、ビデオテープ、DVD等全般を一括して指す場合に用います。限定する場合、図書は「図書資料」、市や県内に関する図書は「郷土資料」、16ミリフィルム・ビデオテープ・DVDは「視聴覚資料」、電子図書館用コンテンツを「電子書籍」と表記します。

参考：図書館法（昭和二十五年法律第百十八号） 抜粋

（図書館奉仕）

第三条の一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

この章では、Ⅱ－3で定めた基本方針について、各項目別に「現在の状況」「抱えている問題点」及び「今後の方針（基本施策）」について、具体的に考えていきます。

1 資料の提供

図書館を利用しやすく魅力的な場所にするために、まず必要なことは、資料の充実ではないでしょうか。

多様性が重んじられる時代が到来しました。一方で、マスメディアやSNS等のインターネット環境から膨大な情報が提供され、いつ、何が人の心を捉え流行するのかが予測しにくくなっています。そして、一度流行すると一時に大多数の人が興味を示すという現象も起こっています。

多様性に応え、多岐に渡る資料を取り揃え、時流にも対応していくために、図書館は資料の整備・提供が必要不可欠なサービスと捉え取り組んでいかなければなりません。

市民からの要望が増加する一方で出版不況が取りざたされ、書店は減少し、図書の販売不振が伝えられ、それに伴うような図書単価上昇や消費税率の改正等により新規の資料購入を難しくしています。

また、一部の図書の利用や予約等の要望の増加はありますが、図書館の利用者数は減少傾向にあり、いわゆる「図書館離れ」が進んでいます。

今後も、この流れは止まらなると考えられます。いつまでも市民に親しまれ、利用してもらうために、図書館としてどう対応していくべきか考えていきます。



(1) 資料提供

現在、図書館では一部資料を除き貸出冊数の上限を撤廃しています。また、最長3か月の利用期間延長サービスを行うなど、市民一人一人のニーズに合わせた図書館の利用を可能としています。貸出冊数の上限を設定しないことにより、市民の読書意欲は満たされ、資料の無断持出の抑制にもつながっていると考えられます。

反面、上限がないことで一部資料の長期利用や、返却の遅延等が生じています。

予約(※1)・リクエスト(※2)については、窓口や電話での受付に加え、インターネットでの24時間受付も行っており、市民が利用しやすい環境を提供しています。

気軽に予約ができることから、一人で多くの予約・リクエストを行なうことや、インターネットやSNSで話題となった図書に一気に予約が集中する等、以前にはなかった傾向が見られます。

もう一点、予約取置期日を過ぎても受取りに来られない、過重な予約で返却期日までに読み切れず延滞するという現象も起きています。

延滞については、現在図書館以外に返却窓口を設けて対応しています。(公民館及び文化センターの図書室(3箇所)、移動図書館車(15箇所))。遅延のない返却を促進するために、更なる返却ポイントの増設等の対応が必要となっています。

基本施策

① 貸出者数の回復

- ・市民のニーズに合わせた資料を揃えると共に、利用しやすい方法等の周知のため、PR方法を模索します。

② 貸出・返却及び予約・リクエストの受付方法の見直し

- ・現在のコミック誌やDVD等の視聴覚機材の制限資料の扱いを含めて、適切な貸出冊数について検討を進めていきます。
- ・人口密集地や通勤通学の経路地への返却窓口の増設が可能か、調査検討していきます。
- ・適切な予約方法についての考察、検討を進めていきます。

※1 図書館所蔵資料に対するもの。

※2 図書館に所蔵がない資料に対するもの。

(2) 資料収集

平成29年9月の消費税率改正や資料単価の上昇により、購入できる資料はますます限定されています。

また、前項で挙げたように、予約・リクエストの受付件数の増加に伴い複数冊の資料購入が必要になることから、新刊図書購入選定が大きな影響を受けています。

基本施策

① 購入資料の見直し

- ・図書館として必要な資料を確実に購入していくために「図書選定基準」の見直し等を行い、予約が集中する資料の複本購入等の課題解決に取り組みます。

② 資料の確保

- ・現在資料の確保は購入が主となっていますが、今後は市民からの不要本の寄贈を募る等、新たな収集方法を検討していきます。
- ・今後も魅力ある蔵書構成を図り、図書館サービス向上に努めます。

(3) 電子図書館

令和2年9月30日に開館した「座間市立図書館電子書籍サービス」（以下「電子図書館」という）は、パーソナルコンピューター、スマートフォン、タブレットを用いて、電子書籍の貸出を行うサービスです。来館の必要がなく資料の貸出・返却ができることから、図書館利用の少ない若者世代、開館時間中に勤務している人、その他の理由で来館が難しい人も利用ができ、一部の資料には音声での読み上げ機能が付加されています。加えてスマートフォン等での文字拡大も可能なことから、障がい者や高齢者、幼児も活用できるものになっています。

また、コロナ禍等の感染症の流行時や災害等でも、電子機器とインターネット環境があれば、自宅で読書活動の充実を図ることができるツールと言えます。

なお、電子図書館で使用する電子書籍の購入は、通常の本（紙媒体）と異なり、2種類のタイプがあります。1つはタイトル（コンテンツ）の買取り型で、永年蔵書となるもの、もう1つは期間限定のライセンス方式で、契約期間中（通常2年間）のみ蔵書として利用できるものです。この2つは、それぞれ扱う資料の構成や得意分野が異なることから、図書館は双方をバランスよく購入し整備していくことが必要です。

基本施策

① 資料の収集

- ・ 現在所蔵している資料の利用傾向等を分析し、市民が何を求めているのかを把握します。そして不足している分野の資料の出版情報を確認し、偏りのない資料構成を目指します。
- ・ 電子書籍は、現在一部出版物に限られていますが、今後対象タイトルも増え魅力的な資料も発刊され発展していくことが予想されます。ライセンス型は契約期日を迎えると消滅してしまうため、資料構成の大幅な変更や減少も予測されます。それを防ぐために常に新規補充を図り、定期的な更新に努めます。

② 電子図書館の普及

- ・ 自宅に居ながら簡単に利用でき、一部はCDブックのように音声データを活用できる等、紙媒体の図書にはない魅力がある電子書籍についてその利便性を多くの市民にアピールし周知していきます。



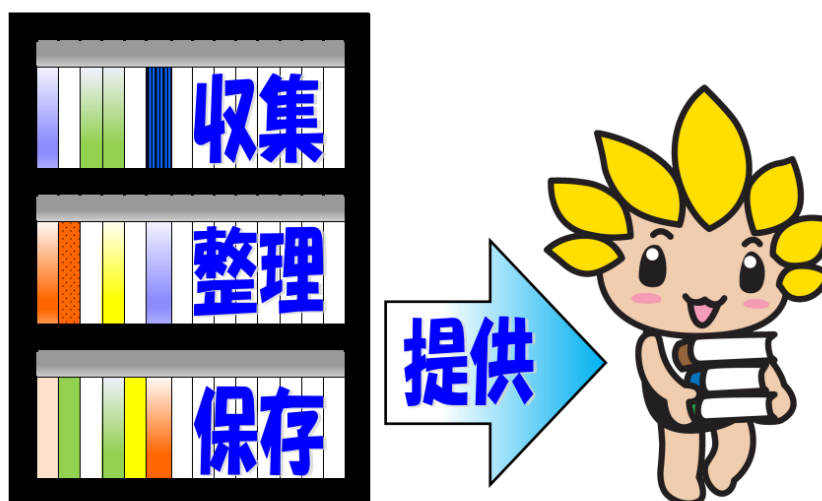
◆コロナ禍中、「おうち読書」活動（外出抑制）を推進するためのキャンペーン・ロゴ◆

2 資料の保存

図書館の大切な機能として、資料の収集、整理、保存が挙げられます。司書による選定を経て収集された資料を、市民が必要とするときにいつでも提供できるよう整理、保存しています。

現在（令和3年3月）図書館で所蔵している図書資料は約41万冊です。そのうち市民が直接利用できる開架フロアに排架されているのは約12万冊で、それ以外は書庫に収蔵されています。その書庫もあと1万6千冊程度で収蔵の限界に達すると見込まれています。

利用頻度の少ない図書や情報が古くなった資料は適切に除籍を行い、限られたスペースを有効に活用していかなければなりません。市民の読書活動や調査研究の役に立つ図書館として資源の蓄積を積み重ねていくことを念頭に置き、その中でも座間市に関する資料については将来にわたり保存していきます。図書館の担う地域の記憶装置としての機能を大切に考えています。



(1) 選書

図書の選書は資料選択基準に基づき、市民のさまざまな要望や市民活動に対応できるよう、公共図書館として公平かつ偏重することのない蔵書構成を目指しています。

全分野にわたり基本的、入門的なものから必要に応じて専門的なものまで幅広く収集します。また、市民の読書を支援するとともに、課題解決に役立つ資料や情報の提供に努めます。

基本施策

- ① 乳幼児から高齢者まで生涯にわたる読書支援
 - ・読書は思考力や想像力を育てます。各ライフステージの読書活動を支える選書に努めます。
- ② 生涯学習の支援
 - ・児童生徒の調べ学習、学校への教育支援、一般市民の生涯学習に役立つ資料を幅広く備え課題解決を支援します。
- ③ 図書の利用に障がいのある人への読書支援
 - ・大活字本や点字本、CDブック、LLブック（※1）などの資料の整備に努めます。
- ④ 日本語を母国語としない市民への支援
 - ・英語で書かれた資料だけでなくその他の言語のニーズについて調査研究し、その対応を検討していきます。

※1 「LL」とは、スウェーデン語の「LättLäst」（英語では **easy to read**）の略です。つまり「LLブック」とは、誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた、「やさしく読みやすい本」のことを指します。絵文字や写真・図を使って理解を助けています。

(2) 書庫管理

図書館には1階に1つ、地下に4つの書庫があり、それぞれ目的や種別を分けて図書や雑誌を収蔵していますが、収蔵冊数の限界が迫ってきています。各書庫を機能的に有効活用し、資料を探しやすく整理しておく必要があります。貴重な資料を次世代に継承していくために、書庫の環境を資料保存に適切な状態に保つ必要があります。

基本施策

- ① 保存基準の見直し
 - ・他市の基準や状況を参考にしながら逐次刊行物の保存年限を見直します。
 - ・図書資料の保存基準を見直します。
- ② 書庫の効率的な運用
 - ・限られた書庫スペースを有効に活用し収蔵方法の効率化を図ります。
 - ・より迅速な出納作業を可能にするため書架の排架構成を見直します。
- ③ 資料の保存環境
 - ・書庫の照明や空調設備を点検し、資料の保存に適した環境を整えます。

(3) 郷土資料

調べ学習で取り上げられることの多いテーマの一つが、自分が生まれ育ち生活している「郷土」です。「郷土」の研究に役立てるために郷土資料の積極的な収集を行い、蔵書を構築する必要があります。

座間市の文化・歴史に関する資料や、行政資料を収集・整理・保存することで「郷土」に関する理解の向上に貢献します。

基本施策

- ① 郷土資料の保存
 - ・書庫の保存環境を見直し、限りあるスペースを有効に活用し資料を適切に保存します。
 - ・座間市に関する資料は永年にわたって保存し、後世に継承していきます。

② 郷土資料の活用

- ・傷みやすい雑誌や地図は製本による保存を進めます。
- ・貴重な資料や劣化した資料のデジタル化を進め、ホームページ上での公開を進めます。

③ 特殊コレクション

- ・県央地区出身の文学者の著作等特殊コレクションの保存環境を見直し、資料の展示や公開の機会を設けていきます。

(4) 視聴覚資料

16ミリフィルムを中心とした視聴覚教材による「視聴覚教育」は、デジタル化社会の到来とともに縮小傾向にあります。

座間市で保有している16ミリフィルムと映写機材等を今後どのように維持し、活用していくかが課題です。

利用の多い個人視聴用DVDについては、今後も積極的に資料整備を推進していく必要があります。

基本施策

① 視聴覚機材の保全

- ・現在製造中止の16ミリフィルム及び映写機材は、外部業者への修理依頼が不可能です。そのため座間市視聴覚教育研究協議会会員の協力による点検整備を今後も継続していきます。

② 視聴覚機材の活用

- ・座間市視聴覚教育研究協議会との協働事業として、現行の「こどもシアター」の他、高齢者向けの映写会の実施などを検討していきます。

③ ビデオテープ・DVDの活用

- ・現在保有しているビデオテープは利用頻度などを精査し、順次DVDに入れ替えていきます。また、市民の要望に沿ったDVDの購入・整備を推進します。

3 教育的機能

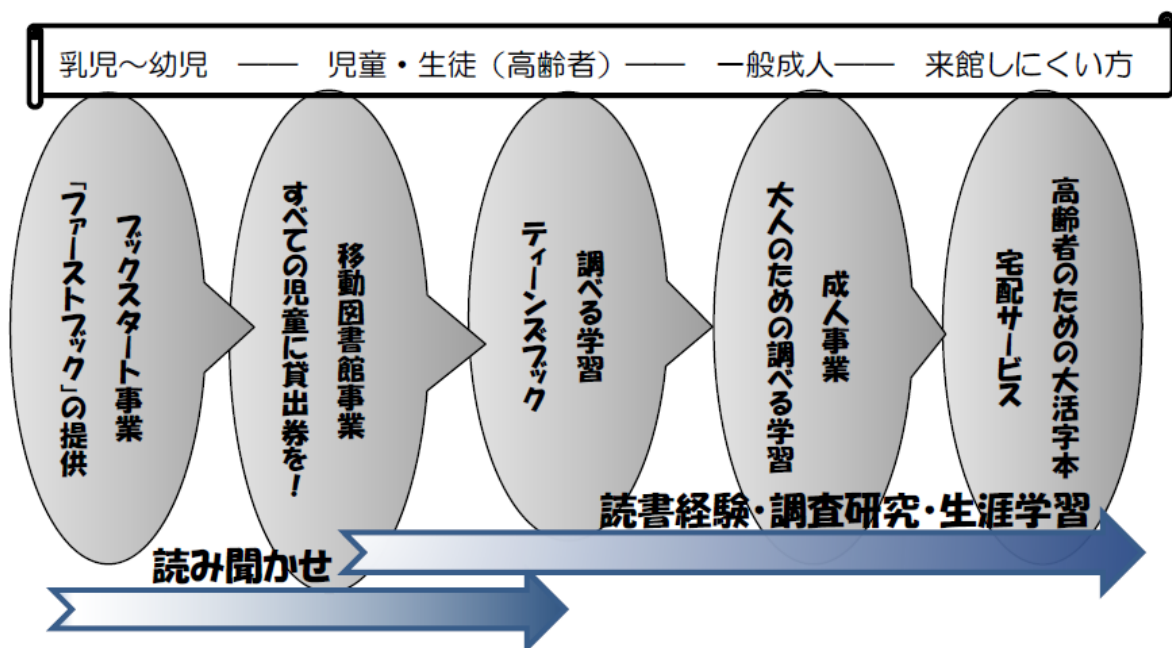
日々著しく変化する現代の社会状況のもと、図書館のサービスも多様化しています。

子どもの読書活動については、「本と旅する、子どもの未来—第三次座間市子ども読書活動推進計画—」として令和3年度から令和7年度までの5箇年計画を策定し、その計画に沿ってすでに事業を展開しています。

ここでは次の項目、①「移動図書館」②「学校連携」③「市民との協働」④「図書館を利用しにくい人へのサービス」⑤「児童サービス」⑥「事業・読書推進活動」について、図書館サービス全体を俯瞰しながら、教育的機能を盛り込んだサービス計画の基本施策を示します。

下図のように図書館サービスの流れは、「ブックスタート事業」(※1)のファーストブックに始まります。図書館は赤ちゃんからお年寄りまで、全ての市民に図書館の教育的機能がいきわたるような図書館サービスを目指しています。

◆図書館サービスの流れ◆



※1 地域の保健所で行われる0歳児検診等の際に、赤ちゃんと保護者に絵本の大切さを伝え絵本を手渡す事業です。

(1) 移動図書館

昭和49年にサービスを開始した移動図書館は、40年以上にわたり地域における読書活動を支えています。令和元年4月にリニューアルされた移動図書館車「ひまわり号」の小型化により、市内全小学校への巡回が可能になりました。

現在市内小学校10箇所(※1)、駐車場・広場5箇所の、計15箇所を巡回しています。令和3年11月には、座間駅前リニューアルによる駅周辺活性化の取組として、「座間駅前広場ざまにわ」への巡回を開始しました。

利用状況については、小学校の巡回ポイントが増加した反面、それぞれのポイントへの巡回数が月2回から1回となったため、学校別に見る利用数は減少傾向にあります。また、地域ポイントも周辺利用者の少子高齢化等の影響により、利用者の減少傾向が見られます。

基本施策

① 移動図書館の利用推進

- ・小学校へのPR活動を積極的に行い、児童の利用増加を目指します。
- ・移動図書館の需要や利用傾向を調査し地域の巡回ポイントの見直しを図ります。

② 貸出返却業務のオンライン化

- ・現状、巡回ポイントでの貸出返却業務はバーコード読み取り端末を使用したオフライン作業で対応しており、図書館に持ち帰ってからデータ処理を行っています。そのため巡回中は、館内の排架状況や貸出状況が把握できない場合があります。通信環境を整え、現場でのオンライン作業を可能にし、貸出や返却、蔵書データにタイムラグをなくし、予約処理についてもリアルタイムで行えるよう環境整備に取り組みます。

※1 市内小学校全11校の内、相武台東小学校は、「ウーフのへや」として校内の1室に移動図書館用の図書を常置し、他校のひまわり号と同様に月1回貸出を行っています。

(2) 学校連携

市内小中学校、特に学校図書室との連携を強めるために、図書館では現在年3回学校司書研修会に参加しています。また、図書館主催の「子どもと本をつなぐ会(※1)」への学校司書の参加要請を行い、情報交換や交流を行っています。

更に、共有ツール「探調COMMU(※2)」を使った学校司書のコミュニティにも参加し、イベントのお知らせや協力依頼等の発信をしています。

教職員のレファレンスにも対応し、読書指導・総合学習の相談に応じています。団体貸出に対応できる「学校支援用図書」を用意し活用を図っています。

図書館システム上では、ホームページから学校司書専用のログインIDを使って市内小中学校図書室の蔵書データを横断検索することができます。そのための蔵書データの取りまとめも行っています。

基本施策

① 学校司書との連携強化

- ・学校司書研修会や選書会の実施機会を増やします。
- ・学校司書から情報収集を行い、図書館として必要な資料の収集に努めます。
- ・「学校支援用図書」の蔵書を増やします。

② 学校図書室資料の検索サービス(横断検索)の整備

- ・横断検索のためのログイン情報や、蔵書データの送信作業の方法などをマニュアル化し、図書館職員と学校司書が情報共有できるようにします。
- ・学校図書室の蔵書のデータ管理を簡便化し、作業の手間を減らします。

※1 図書館と学校に関わる読み聞かせボランティアとの交流の場で、年2回行われています。

※2 OEC株式会社が運営している、学校間や教育委員会、公共図書館と情報共有するためのポータルサイト(コミュニケーションサイト)です。市内学校図書館で学校司書間の連絡や情報共有に利用されています。

(3) 市民との協働

現在、図書館ではボランティア団体が活発に活動しており、事業の多くはその協力により実施されています。「座間図書館ボランティア友の会」ではワンスモアブックフェア(※1)の定期開催、見学等の自主事業、また、「おはなしボランティア」は定期的な読み聞かせを中心に活動し、「座間市視聴覚教育研究協議会」は子どもシアターを開催しています。

図書館にとってボランティア団体の協力は、図書館のサービス向上に欠くことのできないものとなっています。

基本施策

① 協力体制の推進

- ・定期的に意見交換の場を持ち、ボランティア団体の事業継続を支援します。
- ・ボランティア団体との相互協力体制を更に強化し、協働しながら図書館事業に取り組みます。

② ボランティア団体の活性化

- ・多くの市民の参加につながるボランティア養成講座等の事業を実施します。

(4) 図書館を利用しにくい人へのサービス

すべての市民に等しく図書館サービスを提供することは、図書館としての大きな使命です。図書館を利用しにくい高齢者や障がい者、日本語を母語としない人や来館が困難な人に対してもできる限りのサービスを提供します。

現状では、大活字本やCDブックの提供、宅配サービスを実施していますが、さらにサービスを拡充していく必要があります。

すべての市民が図書館をいつも身近に感じ、利用できる環境を目指して整備していきます。

基本施策

① サービスの基礎的整備

- ・障がい者、高齢者等の利用に関する取組をマニュアル化し、具体的な業務の見直しを急務的事項とします。

※1 ワンスモアブックフェアとは、図書館への寄贈図書や除籍図書を再利用(リサイクル)し古書市で販売する事業です。年2回開催し安価で提供して、その収益で図書を購入し図書館に寄贈しています。

- ・図書館を利用しにくい人たちが、図書館のサービス概要をよく知り理解できるような情報提供手段を検討します。

② サービス形態の活用

- ・大活字本や点字本、CDブック、LLブックの活用を考え、対面朗読、宅配サービス等も検討していきます。
- ・来館が困難な人や、視覚に障がいのある人が利用可能な電子図書館の活用を進めます。
- ・利用しやすい新たな資料形態や、貸出システムについても調査し検討していきます。

③ サピエ（※1）への入会

- ・全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する「サピエ」への入会を検討します。サピエへの入会は、視覚障がい者へのデイジー図書（※2）の貸出など、障がい者サービスの向上に大きくつながっていきます。

（5）児童サービス

基本的には「本と旅する、子どもの未来―第三次座間市子ども読書活動推進計画―」に託し、ここでは総括的な事項を示します。

基本施策

① 基本的な取組の継続

- ・「子どもおはなし会」「季節の行事」等、子どものための基本的事業を継続して行っていきます。
- ・ブックスタート事業から始まり、成長期にある子どもの読書体験を支える役割を

※1 「サピエ」とは、視覚障がい者を始め、目で文字を読むことが困難な方々に対して、さまざまな情報を点字、音声データなどで提供するネットワークです。「サピエ」は日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っています。

※2 デイジー(DAISY)とは、Digital Accessible Information System (アクセシブルな情報システム)の略で、デジタル録音図書の国際標準規格です。視覚障がい等により、普通の印刷物を読むことが困難な方々のために開発されたCDです。音声のみの音声デイジーと、音声を聞きながらテキストや画像を同時に見ることができるマルチメディアデイジーがあります。

維持していきます。

② 時代を見据えた新たな事業の開拓

- ・社会情勢を踏まえて、読書経験を大切にしたい子どもの事業を考えていきます。
- ・関係部署、学校、地域と連携し子どもの読書を考えていきます。

③ 児童サービス専任職員の配置

- ・児童サービスは、乳幼児、小、中、高校生と、その成長段階に合わせた事業展開が求められることから、総括的に事業を企画・実施する専任職員の配置を検討します。

(6) 事業・読書推進活動

余暇の過ごし方の多様化、目覚ましく普及したインターネットやスマートフォンの浸透で、市民の読書離れはますます進行しているといえます。

幼児から高齢者までの全世代に向けた生涯学習の機会を提供し、魅力ある事業を図書館が実施することで、市民が図書館に興味を持ち、図書館が豊かな読書活動の拠点になることを目指します。

基本施策

① 新たな事業の開拓

- ・事業の内容を見直し、社会状況の変化や市民のニーズを調査研究しながら、生涯学習の機会を提供し、魅力ある事業を展開します。

② 感染症拡大防止に配慮した事業の実施

- ・感染症発生時でも、リモート配信など感染症拡大防止に配慮した事業の開催方法を調査研究します。

③ 図書館未利用者の事業参加促進

- ・図書館や読書に興味のない市民の参加を促すような事業を調査研究します。
- ・インターネット等を活用しながら広く市民の目に届くような周知方法を工夫し、事業の参加を促します。

4 施設管理

現図書館は昭和58年の開館から40年近く経過しているため、建物や設備の老朽化が進み、施設の修繕箇所が増えてきています。しかしながら、市全体の予算計画上、全ての箇所を一斉に修繕することは難しい状況です。今後は、緊急度の高い箇所から順次修繕を実施していきます。また、バリアフリー化も視野に入れ、利用者が快適に利用できる図書館を目指します。

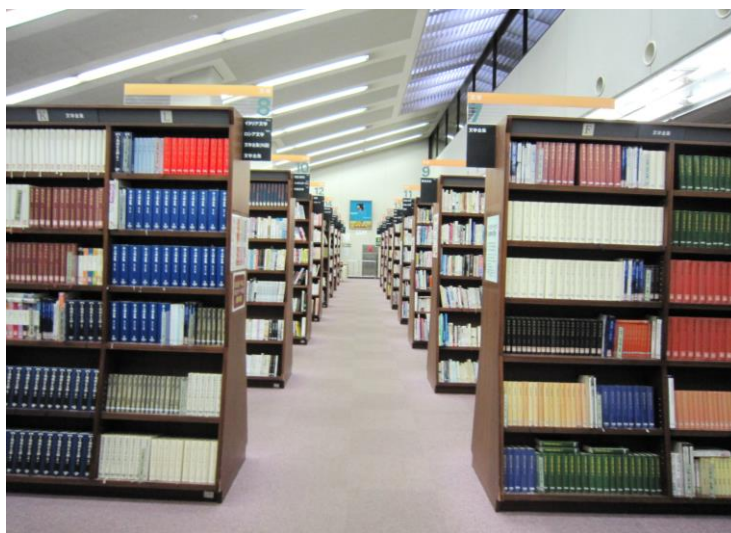
基本施策

①施設の改修

- ・故障発生箇所の即応修繕を実施していきます。
- ・エレベータ改修等、緊急度の高い箇所から計画的に修繕を実施していきます。
- ・令和元年度に策定された市の公共施設再整備計画を基に、図書館は施設の長寿命化を図ります。

②施設の改善

- ・全ての市民が利用しやすい環境を整備するためバリアフリー化等を検討していきます。



推進体制や図書館の職員体制を整えるとともに、積極的な情報収集を行い、計画期間中の社会状況の変化や技術の革新に柔軟に対応しながら、計画を推進していきます。

1 推進体制

計画に沿って図書館を運営していく中で、市民や関係施設の状況の変化による行き違いが生じないように、推進体制を整えることが必要です。市民の代表者である座間市立図書館協議会（以下「図書館協議会」という）の意見を聞いていくとともに、関係施設と連携しながら計画を推進していきます。

（１）図書館協議会

- ・市の図書館条例第3条で設置が定められた図書館協議会に対し、計画期間中の図書館運営について報告し、意見を求めながら計画を推進していきます。

（２）公民館施設

- ・座間市公民館、北地区文化センター、東地区文化センターに設置された図書室では、図書館のシステムを使用し図書の貸出等のサービスを行っています。図書館の地域サービスに欠かせない施設であることから、今後も連携して計画を推進していきます。



2 職員体制

司書をはじめ実際に図書館運営に携わる職員は計画推進の担い手であることから、着実に計画を実行するための職員体制を整えることが必要です。

(1) 職員のスキルアップ

- ・質の高い図書館サービスを継続していくために、積極的に図書館に関する知識の習得に努めます。
- ・県立図書館をはじめ、図書館団体が実施する研修に参加し、スキルの向上に努めます。

(2) 司書の確保

- ・司書資格を持つ職員を確保し、計画の推進に当たり専門性を活かしていきます。
- ・質の高い図書館サービスを継続していくために、今後の図書館を牽引していく司書を育成します。

3 情報収集

図書館関連だけでなく社会状況等に関する情報についても常に注視し、計画推進に活かしていきます。

(1) 図書館関連情報

- ・日本図書館協会等の図書館関係団体に所属し、図書館を取り巻く状況の変化や技術革新、他図書館の動向に関する情報を収集し、計画推進に活かしていきます。
- ・図書館システムの新しい機能やその効果などについて情報を収集し、システム更新時に活かしていきます。

(2) その他の情報

- ・毎日の報道や時事問題の中から、社会の変化や新しい技術の進歩を捉え、計画推進に活かしていきます。
- ・市の各部局の施策に注視して連携の機会を捉え、計画推進に活かしていきます。

座間市立図書館サービス計画2022

発行日 令和4年 月 日

編集・発行 座間市立図書館

〒252-0028 座間市入谷東1丁目3-1

電話 046-255-1211